

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年(2020年)6月30日

枚方市長 殿



提出者

住 所 枚方市中宮大池1丁目1番1号

氏 名 株式会社クボタ 枚方製造所

所 長 金 本 吉 郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-840-1021

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社クボタ 枚方製造所
事業場の所在地	枚方市中宮大池1丁目1番1号
計画期間	令和2年(2020年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	26:生産用機械器具製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 : 163,307 百万円/年
③ 従業員数	1,366人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和元年（2019年）度）実績】

特別管理産業
廃棄物の種類

別紙のとおり

排 出 量

別紙のとおり t

t

(これまでに実施した取組)

- ・塗料歩留率の向上による引火性廃油（廃塗料）の削減
- ・廃シンナーの再生加工または有価物化による引火性廃油（廃塗料）の削減

②計画

【目標】

特別管理産業
廃棄物の種類

別紙のとおり

排 出 量

別紙のとおり t

t

(今後実施する予定の取組)

- ・塗料歩留率の向上による引火性廃油（廃塗料）の削減
- ・廃シンナーの再生加工または有価物化による引火性廃油（廃塗料）の削減

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・ばいじん、引火性廃油等の処理ルート別に分別、保管している。

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・分別の徹底

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和元年(2019年)度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 現状、自ら再生利用無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も自ら再生利用の予定無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和元年(2019年)度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も自ら中間処理の予定無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和元年(2019年)度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 現状、自ら埋立処分、海洋投入無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後についても、自ら埋立処分、海洋投入処分の予定無し		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和元年(2019年)度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	（これまでに実施した取組）		
	・現状の委託処理業者に対しては、引続き定期的（1回/年）に処理状況の現地確認を実施。 ・新規に処理業者と委託契約を締結する場合は、事前に、処理状況の現地確認を実施し、問題がない事を確認した後に進行。		

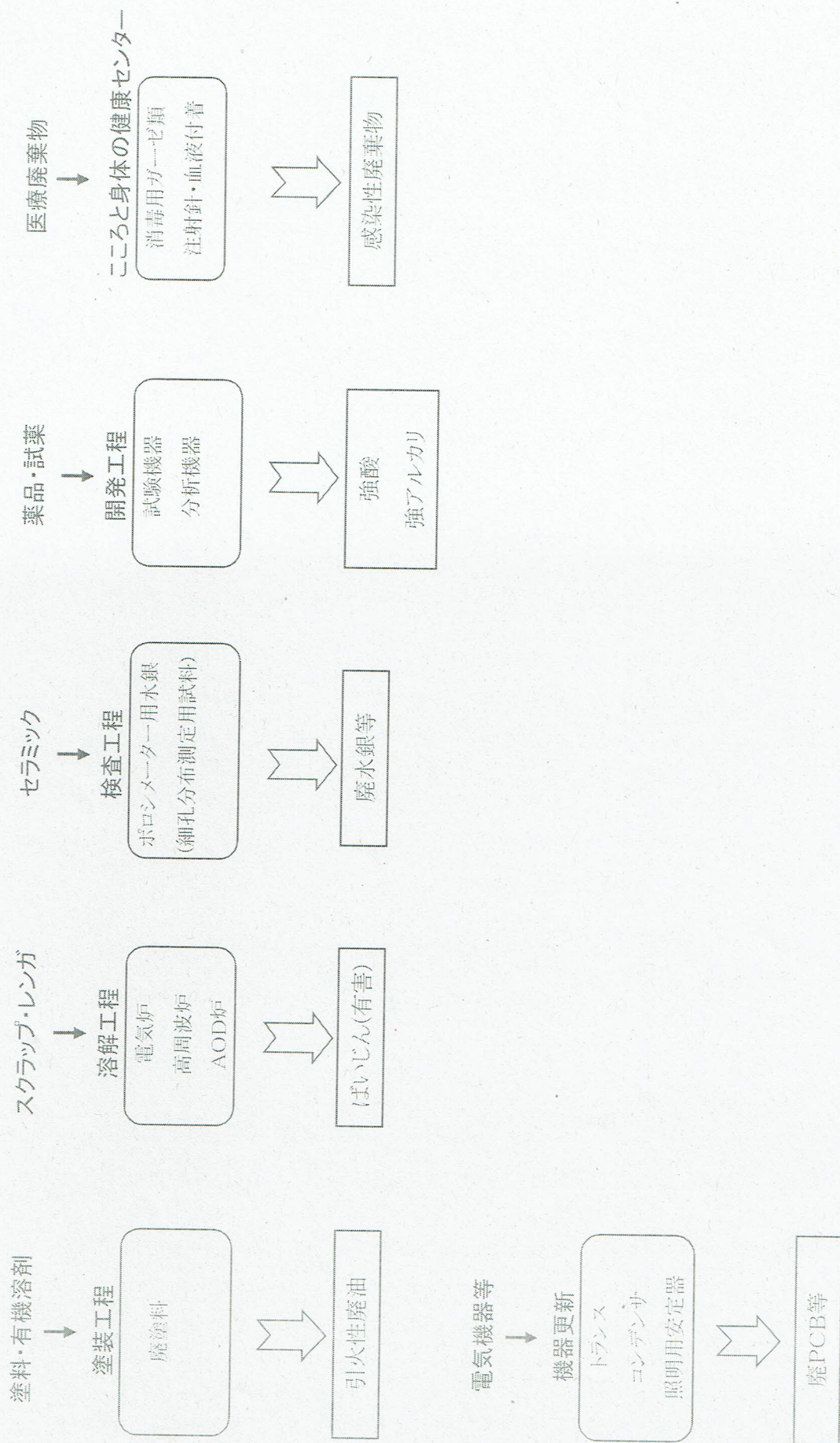
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・新規の処理業者に委託する場合は、可能な限り優良認定業者を選定する。 ・現状の委託処理業者に対しては、引続き定期的（1回/年）に処理状況の確認を、産廃情報ネットや各社HP公開情報により実施。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和元年(2019年)度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）	102.117 t	
	(今後実施する予定の取組)		
・電子情報処理組織（電子マニフェスト）は使用済みであり、今後も引き続き電子マニフェストによる処理委託を徹底していく。			
※事務処理欄			

(第6面)

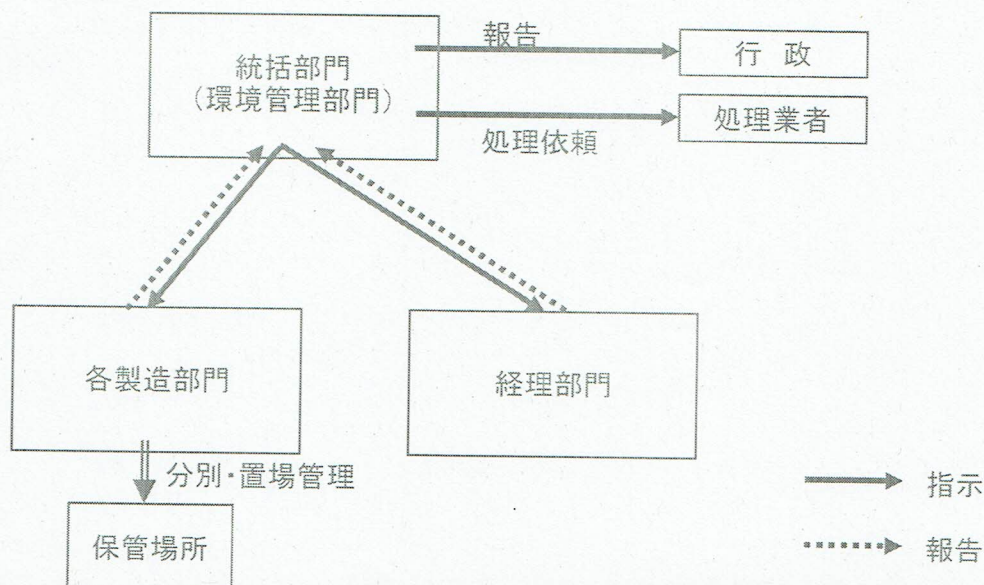
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物発生フロー



【管理体制図】



【各部署の役割】

部署	役割
統括部門	・処理業者への処理依頼 ・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理 ・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・行政に対する報告等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等
各製造部門	・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・保管施設での保管量の把握等 ・上記内容を統括部門に報告
経理部門	・産業廃棄物の適正処理費用の算出 ・委託料金の支払方法による業者管理 ・上記内容を統括部門に報告

前 年 度 【 令 和 元 年 (2019 年) 度 】 実 績

住 所		投 出 金		電 話 番 号		FAX	
特別管理資産管理者の住所	特別管理資産を管理する事業場	特別管理資産を管理する事業場の住所	特別管理資産を管理する事業場の電話番号	特別管理資産を管理する事業場の電話番号	特別管理資産を管理する事業場のFAX番号	特別管理資産を管理する事業場のFAX番号	特別管理資産を管理する事業場のFAX番号
大阪府大阪市東淀川区	大阪府大阪市東淀川区	大阪府大阪市東淀川区	大阪府大阪市東淀川区	大阪府大阪市東淀川区	大阪府大阪市東淀川区	大阪府大阪市東淀川区	大阪府大阪市東淀川区

コード	名称	出 資 金 額 (円)										合 計	
		1. 出 資 金	2. 自 己 出 資 金	3. 自 己 出 資 金	4. 自 己 出 資 金	5. 自 己 出 資 金	6. 自 己 出 資 金	7. 自 己 出 資 金	8. 自 己 出 資 金	9. 自 己 出 資 金	10. 自 己 出 資 金	11. 自 己 出 資 金	12. 自 己 出 資 金
1	7000 ① 引火性炭油	54,372										54,372	
2	7100 ② 硫酸	0,001										0,001	
3	7410 ③ 炭素PCB等	1,364										1,364	
4	7421 ④ 炭素石綿等	0,004										0,004	
5	7429 ⑤ ばいじん(有害)	47,740										47,740	
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
合 計		103,481	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103,481	0

(注) トリプルゼロ化率(四捨五入)は、数字が有った場合は小数点以下3桁まで四捨五入、また、四捨五入する(0)と表記されてしまう場合は、小数点は7まで繰り上げてください。

住 所		名 称		出 発 者	
代表取締役社長	代表取締役副社長	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役
代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役
代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役
代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役
代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役
代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役
代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役
代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役
代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役

コード	名称	出 発 者										出 発 者	
		代表取締役社長	代表取締役副社長	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役	代表取締役専任取締役
1	7000 ①引火性廃油	53,828											
2	7429 ②ばいじん(有害)	47,263											
3	7300 ③感圧性廃棄物	0,020											
4	7440 ④廃水銀等	0,004											
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
合 計		101,115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) ①～④は廃油として廃棄入。ただし、廃油が有害でなければ小容量以下3箱まで認め可。
また、①～④は有害でなければ小容量以下3箱まで認め可。小容量以下3箱まで認め可。